山口県　フットワークエクスプレス株式会社

徳島県　淡路貨物自動車株式会社、神戸フェリーバス株式会社、ヤマト運輸株式会社徳島主管支店及びフットワークエクスプレス株式会社

香川県　神戸フェリーバス株式会社

高知県　財団法人高知市環境事業公社

福岡県　昭和西濃運輸株式会社、鎮西運輸株式会社、株式会社近代プラント、株式会社近代管理サービス、福岡レイン工業株式会社、財団法人ふくおか環境財団、有限会社森山環境サポート、株式会社かわなべ、有限会社昭南開発、有限会社糸島環境開発、有限会社志摩環境開発及びフットワークエクスプレス株式会社

佐賀県　西鉄バス佐賀株式会社鳥栖支社、有限会社武雄衛生、ヤマトカンキョウ株式会社、有限会社小城新生興業社、有限会社鳥栖環境開発綜合センター及び福岡運輸株式会社

熊本県　鎮西運輸株式会社及び岡山県貨物運送株式会社熊本支店

鹿児島県　昭和西濃運輸株式会社及び福岡運輸株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成24年11月８日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年 11 月５日

厚生労働大臣　三井　辨雄

別表

埼玉県　みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック及びまちかどひろばクリニック

東京都　柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、柳原歯科、柳原ホームケア診療所、老人保健施設千寿の郷、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所、すみだ共立診療所及びクリニック柳島

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、福岡県民医連労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成24年11月８日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年 11 月５日

厚生労働大臣　三井　辨雄

別表

福岡県　社団法人福岡医療団千鳥橋病院、社団法人福岡医療団千鳥橋病院付属歯科診療所、社団法人福岡医療団たたらリハビリテーション病院、社団法人福岡医療団大楠診療所、社団法人福岡医療団城浜診療所、社団法人福岡医療団新室見診療所、社団法人福岡医療団粕屋診療所、社団法人福岡医療団たちばな診療所、社団法人福岡医療団千代診療所、社団法人福岡医療団須恵診療所、社団法人福岡医療団新飯塚診療所、社団法人福岡医療団田川診療所、社団法人福岡医療団直方診療所、財団法人健和会大手町病院、財団法人健和会大手町病院付属歯科診療所、財団法人健和会戸畑けんわ病院、財団法人健和会中原歯科診療所、財団法人健和会おさゆきリハビリテーション病院、財団法人健和会京町病院、財団法人健和会緑町診療所、財団法人健和会町上津役診療所、財団法人健和会大里大川診療所、医療法人親仁会米の山病院、医療法人親仁会米の山歯科診療所、医療法人親仁会みさき病院、医療法人親仁会中友診療所及び医療法人親仁会中央診療所

熊本県　医療法人親仁会野ばら診療所及び医療法人親仁会さかき診療所

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成24年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年 11 月５日

厚生労働大臣　三井　辨雄

別表

北海道　旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター

青森県　八戸赤十字病院

岩手県　盛岡赤十字病院

宮城県　石巻赤十字病院

秋田県　秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター広小路出張所

福島県　福島赤十字病院

埼玉県　さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター及び埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所

千葉県　成田赤十字病院

東京都　日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院

神奈川県　津久井赤十字病院

富山県　富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院

山梨県　山梨赤十字病院

長野県　松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院

三重県　伊勢赤十字病院及び伊勢赤十字老人保健施設

滋賀県　大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所

京都府　京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院

大阪府　大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院

兵庫県　兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター運転免許試験場出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所及び兵庫県赤十字血液センター姫路出張所

和歌山県　日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所

島根県　松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院

広島県　広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島県赤十字血液センター福山出張所及び広島県赤十字血液センター福山供給出張所

山口県　山口赤十字病院

香川県　高松赤十字病院

高知県　高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び高知県赤十字血液センター本町出張所

福岡県　福岡赤十字病院

佐賀県　唐津赤十字病院

長崎県　日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫早病院

大分県　大分赤十字病院

鹿児島県　鹿児島赤十字病院

沖縄県　沖縄赤十字病院

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、神奈川労働局の関係労働者を代表する者市川敏行の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 11 月５日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、神奈川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成24年11月19日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　神奈川労働局職業安定部職業安定課